

市会議案第 10 号

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 24 日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 澤田 直己

吹田市議会規則第 号

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

吹田市議会会議規則（昭和43年吹田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第78条中「2人」を「2人以上」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

吹田市議会会議規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(会議録署名議員) 第 7 8 条 会議録に署名する議員は、<u>2 人</u>とし、議長が会議において指名する。	(会議録署名議員) 第 7 8 条 会議録に署名する議員は、<u>2 人以上</u>とし、議長が会議において指名する。